

【参考資料】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制度解説

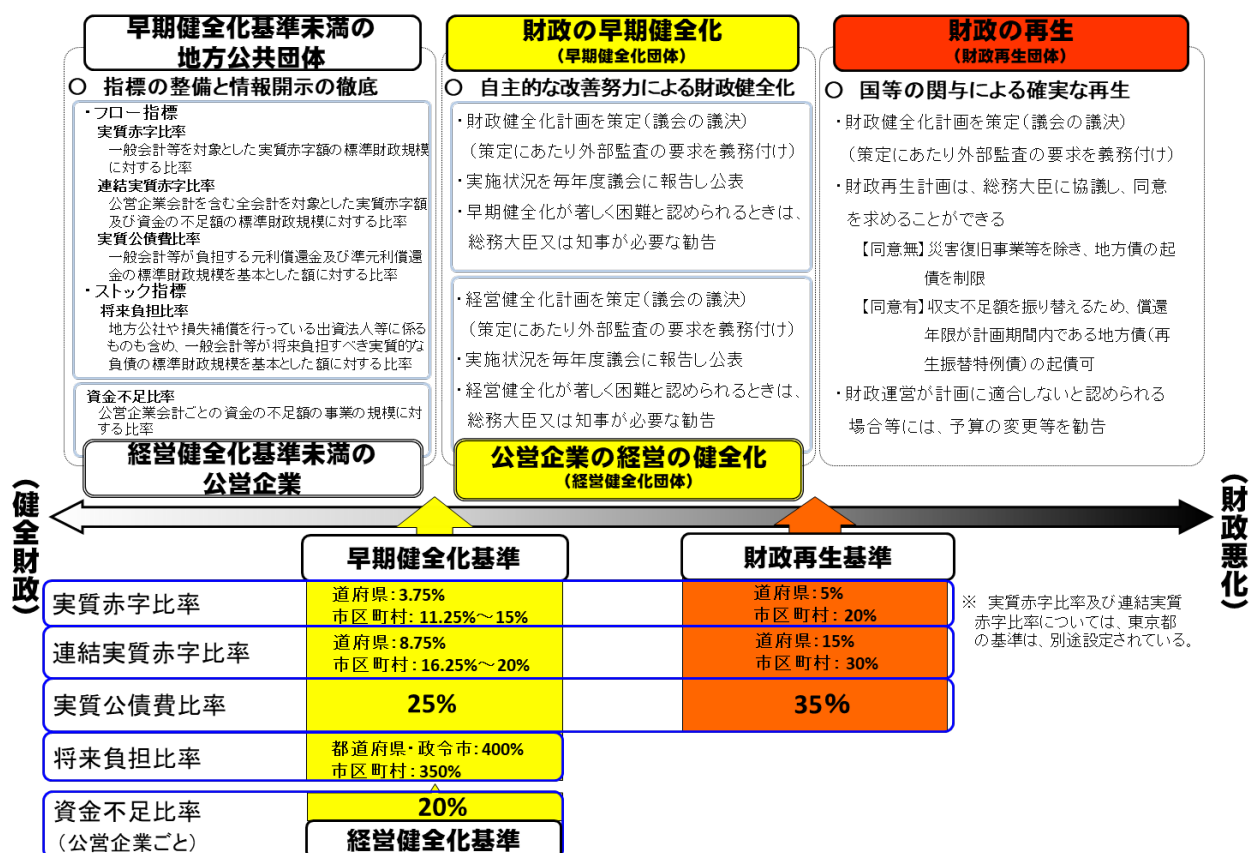
1 健全化法の概要

地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

また、公営企業を経営する地方公共団体（組合及び地方開発事業団を含む。）は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

制度の概要を図示すると、下記のとおりです。

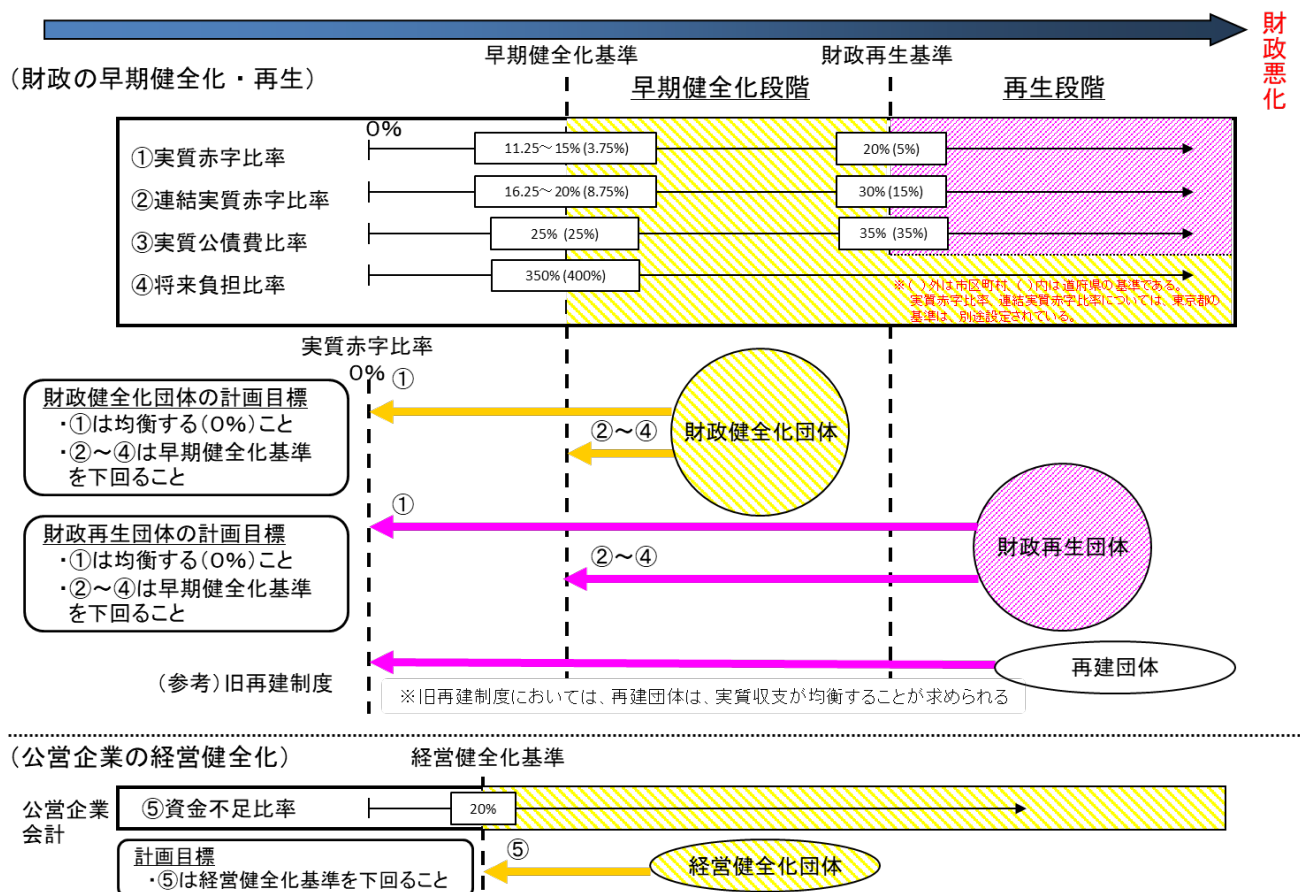


※ 毎年度、健全化判断比率・資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告するとともに公表

2 計画の目標

財政健全化計画、財政再生計画及び経営健全化計画の目標を図示すると、以下のとおりです。

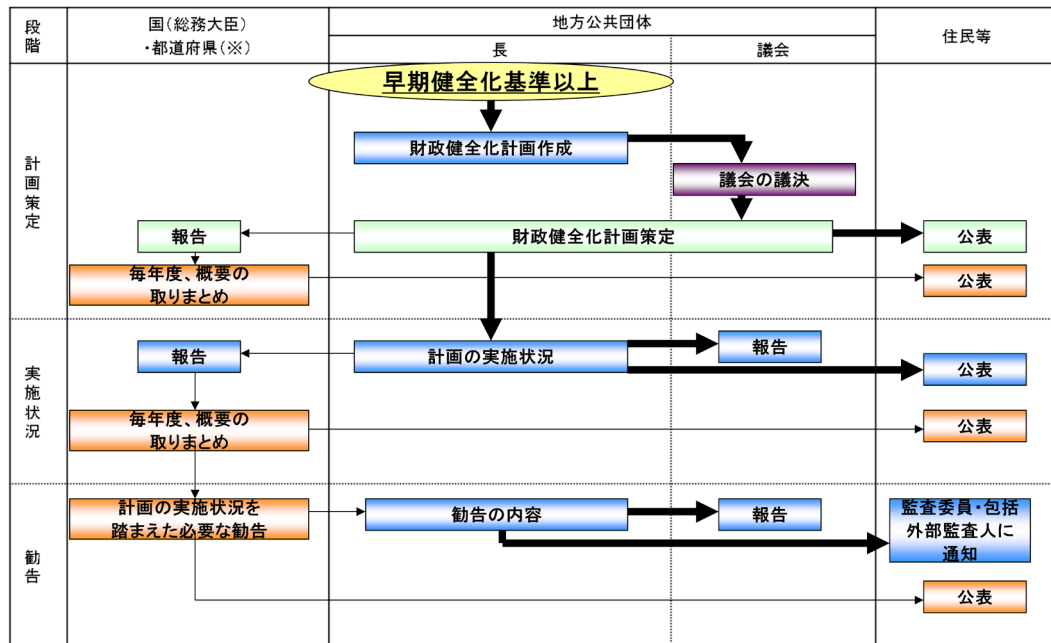
なお、早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上となった場合の計画策定等に関する規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行されています。



3 事務の流れ

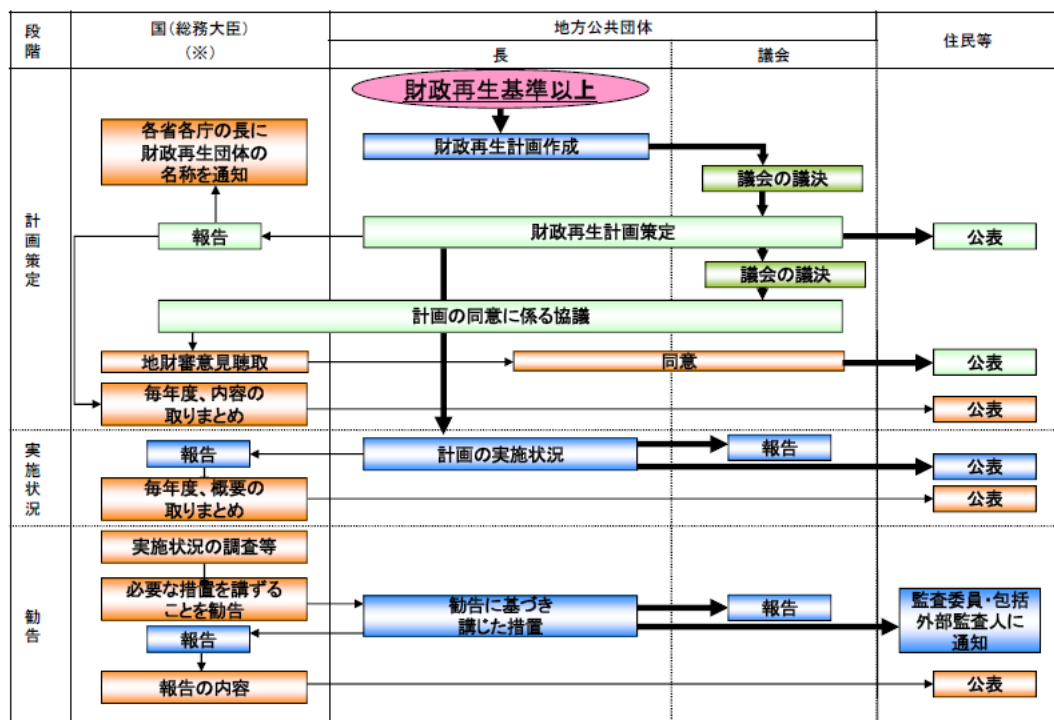
財政健全化計画、財政再生計画及び経営健全化計画の事務の流れを図示すると、下記のとおりです。

(1) 財政健全化計画



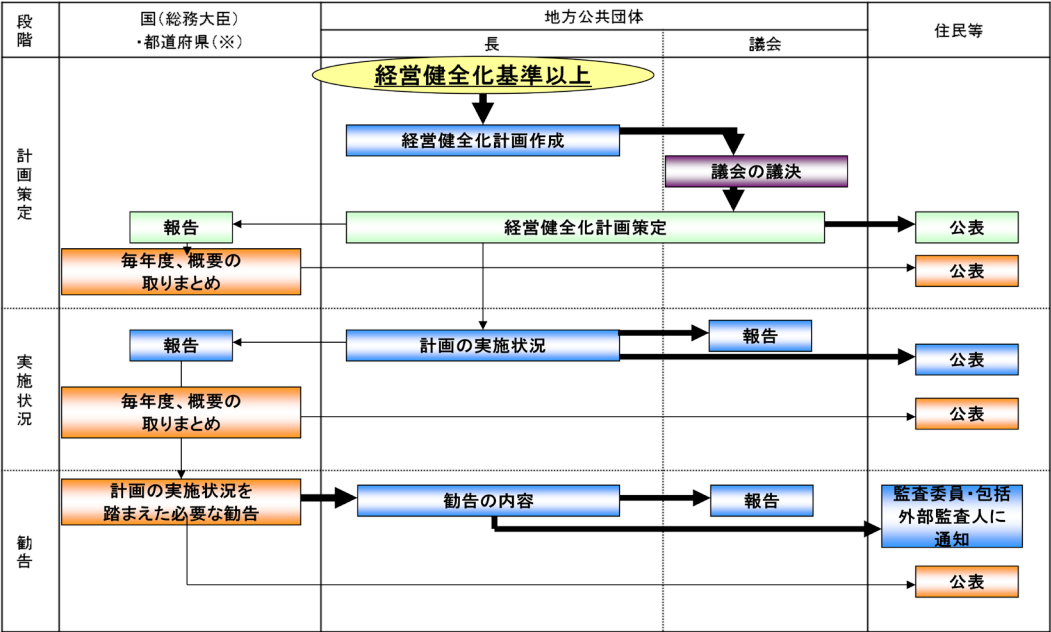
※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の早期健全化の場合は、都道府県知事が行う。

(2) 財政再生計画



※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の再生の場合は、都道府県知事を經由。

(3) 経営健全化計画



※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の経営健全化の場合は、都道府県知事が行う。